

浜松市公告第 1069 号

浜松市土木部浜名土木整備事務所が施工する工事において発生した鋼材等の発生物件の売買について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 8 月 30 日

浜松市長 中野 祐介

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務委託名 令和 6 年度 浜名土木整備事務所 工事発生物件売買契約業務
(10・11・12 月分) (課名：土木部浜名土木整備事務所)
- (2) 引渡場所 浜松市内（浜名区、中央区に限る）
※基本的に、買受人が保有する敷地を指す。
- (3) 契約内容 工事発生物件売買契約仕様書による。
- (4) 履行期間 令和 6 年 10 月 1 日から令和 6 年 12 月 27 日まで
(ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。)

2 入札担当課

〒434-8550 静岡県浜松市浜名区貴布祢 3000 番地
浜松市土木部浜名土木整備事務所（浜北総務グループ）
電話：053-585-1113 FAX:053-585-3933
メールアドレス：hn-doboku-hk@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 入札参加資格

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 5・6 年度の競争入札参加資格（物品 業種 2091：不用品回収）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (6) 本市に本店を有する者であること。
- (7) 引渡が可能な工場等を、契約書「2. 引渡の場所」に指定されている範囲内に有するものであること。

4 入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、【業務委託等入札参加資格確認申請書（一般競争）】を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は、確認申請書の受付最終日とする。

(1) 提出方法

持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和 6 年 9 月 2 日（月）から令和 6 年 9 月 9 日（月）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、22 項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

入札担当課（2 項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) その他

- ア 入札参加資格確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①入札担当課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。詳細は 6 項に記載のとおり。）を記載すること。なお、郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、84 円切手を貼った返信用封筒を添付すること。
- イ 入札参加資格確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は 12 項に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、入札担当課へ連絡すること。

5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 入札担当課で受け取り

イ 郵送 (※郵送を希望する場合は、入札参加資格確認申請書を提出する際に、
84 円切手を貼った返信用封筒を添付すること。)

ウ 電子メール (※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを入
札参加資格確認申請書に記載すること。)

(2) 確認結果の通知日

ア 入札担当課で受け取りの場合

令和 6 年 9 月 11 日 (水) から令和 6 年 9 月 13 日 (金) までの間に、入札担当課で受
け取ること。(22 項に記載する開庁時間内に限る。)

イ 郵送又は電子メールの場合

令和 6 年 9 月 11 日 (水) までに発送又は発信する。

6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由
について説明を求めることができる。

(1) 要求方法

要求期限までに文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般
書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、F A X 又は電子メールで
提出すること。

(2) 要求期限

令和 6 年 9 月 17 日 (火) 午後 4 時まで（提出先に必着）

（持参の場合は、22 項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

入札担当課（2 項に記載のとおり。）

(4) 様式

任意の様式を用いること。

(5) 要求への回答

理由説明要求に対する本市の回答は、説明を求められた日から 2 開庁日以内に文書で行
う。

7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、仕様書、業務説明資料等（以下「仕様書等」という。）は、
次のとおり提供する。

(1) 提供方法

ア 入札担当課で配布 (1 者につき 1 部。無料。)

イ 本市ホームページからダウンロード

ウ 電子メールで送信 (送信希望者は、入札担当課に依頼すること。)

(2) 提供期間

令和 6 年 8 月 30 日 (金) から令和 6 年 9 月 24 日 (火) まで

(配布は、21 項に記載する開庁時間内に限る。)

8 入札公告及び仕様書等に対する質問

(1) 質問方法

質問書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 質問期限

令和6年9月11日（水）まで（提出先に必着）

（持参の場合は、21 項に記載する開庁時間内に持参すること。）

(3) 提出先

入札担当課（2 項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年9月19日（木）から入札担当課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

9 本件入札に関する説明会

開催しない。

10 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和6年9月25日（水）午前11時

(2) 場所 浜松市浜名区役所 3 階 第2会議室 (A) （浜松市浜名区貴布祢 3000 番地）

11 入札書の提出方法

(1) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

ア 入札執行日時に入札場所へ持参

イ 受領期間内に入札担当課へ持参（以下「事前提出」という。）

ウ 受領期限までに入札担当課へ郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア 受領期間 令和6年9月19日（木）から令和6年9月24日（火）まで

（21 項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 提出先 入札担当課（2 項に記載のとおり。）

ウ その他 別紙「入札書等の提出及び記入方法（業務委託・賃貸借用）」に従い、提出すること。

(3) 郵送等による入札書の受領期限及び送付先等

ア 受領期限 令和6年9月24日（火）午後4時まで（送付先に必着）

いかなる理由であっても受領期限に遅れたときは、当該入札書は無効とする。

イ 送付先 入札担当課（２項に記載のとおり。）

ウ その他 別紙「入札書等の提出及び記入方法（業務委託・賃貸借用）」に従い、提出すること。

(4) 提出方法の予定の変更及び提出の取りやめ

入札参加資格確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、入札担当課へ連絡すること。

12 入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札書等の提出及び記入方法（業務委託・賃貸借用）」のとおり。

13 入札方法等

- (1) 本案件は、浜松市土木部浜名土木整備事務所が施工する工事において発生した鋼材等の発生物件の売買について単価契約を行うものである。入札書に、発生物件の材質別に、1 kgあたりの基準単価（税抜き）を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（小数点以下第 2 位まで記載できる。）に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。
- (2) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。
- (3) 1 回目の入札で落札者がいない場合には 2 回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等による提出による入札者は、2 回目の入札に参加できない。
- (4) 落札となるべき同価格の入札者が 2 人以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。事前提出及び郵送等による入札者のクジは、当該入札者の代わりに本件入札事務に関係ない本市職員が引くものとする。
- (5) 事前提出及び郵送等による入札者に対しては、原則として入札執行日の午後 5 時までに入札結果を電話又はその他の方法で連絡する。
- (6) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加すること。

14 最低制限価格の設定

無し

15 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 本件入札に参加資格する資格を有しない者のした入札
- (2) 本件入札の入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札

- (3) 本件入札の入札参加資格があると確認され、その後入札執行時点までに4項に掲げる参加資格を失った者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 郵送等により入札書を提出した者のうち、本件入札公告に定める受領期限を過ぎて入札書が到達した者のした入札
- (6) 記名押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 入札事項若しくは価格を表示しない又は不明確な入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 本件入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札
- (11) 入札に際して不正の行為があったと認められる入札
- (12) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる場合の人的関係のある複数の者がした入札

ア 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員(持分会社の業務を執行する社員、株式会社(特例有限会社を含む。)の取締役、委員会設置会社の執行役、法人格のある各種組合の理事をいい、監査役、監事及び事務局長は含まない。以下同じ。)又は代表権を有する者が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合(会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。)
- (イ) 一方の会社の役員又は代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ その他の関係

上記アと同視しうる人的関係があると認められる場合

※ 開札前に、人的関係のある複数の者が1者を除き入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならない。

16 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

17 前金払及び部分払

原則、前金払及び部分払はできないものとする。

18 契約書の作成

要

19 契約に関する特記事項

なし

20 期間の計算

本件公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

21 開庁時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

業務委託等入札参加資格確認申請書（一般競争）

【単独業者申請用】

公告番号	第 1 0 6 9 号	公告年月日	令和 6 年 8 月 3 0 日
業務委託名 (賃貸借名)	令和 6 年度 浜名土木整備事務所 工事発生物件売買契約業務 (1 0 ・ 1 1 ・ 1 2 月分) (課名：浜名土木整備事務所)		
添 付 書 類	なし		
入札参加資格の結果通知に ついて希望する通知方法	1 入札担当課で受け取り 2 郵送 (※84 円切手を貼付した返信用封筒を添付) 3 電子メール (電子メールアドレスを記載)		
入札書の提出方法 の予定	1 入札日時に入札場所へ持参 2 事前提出 3 郵送等		
通知を受信する 電子メールアドレス			

<※該当する番号に丸を付けてください。>

上記の一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第 1 0 6 9 号の一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。また、入札参加資格の結果通知について希望する通知方法、入札書の提出方法の予定は、記載のとおりです。

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

収 入
印 紙

売 買 契 約 書

1 契 約 名 称 令和6年度 浜名土木整備事務所 工事発生物件売買契約
(10・11・12月分)

2 引 渡 の 場 所 浜松市内（浜名区、中央区に限る）
※基本的に、買受人が保有する敷地を指す。

3 契 約 単 価

品 名	規 格	数量	単位	基準単価（税抜） (円)
鉄くず	鉄くず買受	1	k g	
ステンレスくず	ステンレスくず買受	1	k g	
アルミくず	アルミくず買受	1	k g	
混在金属くず	混在金属くず買受	1	k g	

※契約日以後に消費税率の変更があったときは、消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとする。

4 契 約 期 間 令和6年10月1日から令和6年12月27日まで
(履 行 期 間)

5 契 約 保 証 金 浜松市契約規則第27条第1項第3号により免除

上記の売買について、浜 松 市 を売払人とし、 を買受人として、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和 年 月 日

売払人 所在地 浜松市中央区元城町103番地の2
名称 浜松市
代表者 浜松市長 中野 祐介 印

買受人 住所又は
所在地
商号又は
名称
代表者 印

契 約 条 項

(総則)

第1条 買受人は、本契約書及び売払人の指示した文書その他に従って、売払物を買受するものとする。

(契約の目的)

第2条 本契約は、浜松市土木部浜名土木整備事務所が施工する工事において発生した鋼材等の発生物件の売買を目的としたものである。

(権利義務の譲渡禁止)

第3条 買受人は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により事前に売払人の承諾を得た場合においては、この限りでない。

(収受後の損害負担)

第4条 売払物の収受後に生じた損害は、すべて買受人の負担とする。

(売払物収受の調査等)

第5条 売払人は、必要に応じ、買受人に対して売払物の収受状況等について調査し、又は報告を求めることができる。

(契約内容の変更)

第6条 売払人は、必要があると認めるときは、書面をもって買受人に通知し、売払物の数量もしくは契約の内容を変更し、又は契約を一時中止させることができる。この場合において、基準単価又は契約期間を変更する必要があると認めるときは、売払人と買受人とが協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

2 買受人は、前項による損害の賠償を請求することができない。

(期限の延長)

第7条 買受人は、買受人の責によらない理由により、契約期間内に売払物の収受等を完了することができないときは、売払人に対し遅滞なくその理由を付して、契約期間の延長を申し出なければならない。

(経済事情の激変等による基準単価の変更)

第8条 契約期間内に、経済事情の激変又は予期することのできない理由の発生に基づき、基準単価が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、売払人と買受人とが協議の上、基準単価を変更することができる。

(管理義務)

第9条 買受人は、契約期間内において、契約全体の管理及び使用人等の行為について、すべての責任を負わなければならない。

(損害の負担)

第10条 買受人は、契約の履行上発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、売払人から必要な指示を受け、自己の責任において処理しなければならない。なお、その損害に対して賠償しなければならない。ただし、その損害が、売払人の責任に帰する理由による場合においては、この限りでない。

2 買受人は、事故による損害が発生したときは、直ちに書面により事故による損害の発生を売払人に通知しなければならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第11条 買受人（買受人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、売払人が本契約を解除するか否かにかかわらず、買受人は、売払人の請求に基づき、基準単価に予定数量を乗じて得た額（本契約締結後、基準単価の変更があった場合には、変更後の基準単価）の100分の10に相当する額を違約金として売払人の定める期日までに支払わなければならない。本契約が履行された後においても、同様とする。

(1) 本契約に関し、買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は買受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定

(案)

の基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体（以下「買受人等」という。）に対して行われたときは、買受人等に対する命令で確定したものをいい、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、買受人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本契約に関し、買受人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 買受人が前項の違約金を売払人の定める期日までに支払わないときは、買受人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、延滞損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息を売払人に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、売払人に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合においては、売払人が当該超過する金額の賠償を買受人に請求することを妨げるものではない。
- 4 第1項の規定に該当したことにより本契約を解除された場合において、第22条の規定により違約金を支払うときにおいても、売払人が第1項の違約金の支払いを買受人に請求することを妨げるものではない。

(支払)

第12条 買受人は、売払人から代価の請求があった場合、納入通知書により発行日から30日以内に売払人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、買受人が負担するものとする。

(支払代金の遅延損害金)

第13条 前条の期間内に代価が支払われなかった場合においては、買受人は、未払金額につき、遅延日数に応じ、延滞損害金約定利率の割合で計算した額の遅延損害金を売払人に支払うものとする。

(秘密の保持)

第14条 買受人は、契約の履行において知り得た情報を他に漏らしてはならない。本契約が満了し、又は解除された後も同様とする。

(費用の負担)

第15条 本契約の締結及び履行に関し必要な費用は、買受人の負担とする。

(契約履行上での届出等)

第16条 買受人は、契約を履行するにあたっては、売払人に次に掲げる届出等を行わなければならない。

(1) 收受完了報告書及び支払金額計算書の提出

月末に、当月分の收受完了報告書及び支払金額計算書を売払人に提出しなければならない。

(関係法令の遵守)

第17条 買受人は、契約の履行に当たっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係諸法その他関連する法令を遵守しなければならない。

(業務従事者の心得)

第18条 買受人は、契約の履行に関わる業務に従事する者に対し、次の事項を留意するよう指導しなければならない。

(案)

- (1) 業務従事責任者は、全ての従事者の指揮及び監督をする者とする。
- (2) 業務従事責任者は、売払人からの注文のあった内容について、速やかにその注文に従うものとする。
- (3) 粗暴な言動は厳に慎むこと。
- (4) 施設での異常等に気づいたときは、直ちに売払人に通報するものとする。
- (5) 業務中は、その所属する会社等の制服を着用するとともに、常に清潔な身だしなみをしなければならない。

(天災その他)

第19条 買受人は、天災その他、買受人の責によらない理由により、契約を履行することができなくなったときは、その状況のやむまでの間、契約の履行を停止し、契約の履行に関する義務を一切免れるものとする。

- 2 売払人は、相当な事由があると認めたときは、買受人に対して契約の停止を求めることができる。
- 3 前2項の規定により、契約の一部が停止されたときも売払人は收受数量に応じて所定の金額を支払うものとする。契約の全部が停止した場合の契約停止期間中の売買金額については、売払人と買受人とが協議して定めるものとする。

(契約解除)

第20条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、文書をもって通知することにより、本契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき、又は売払人において買受人が契約期間内に本契約を履行する見込みがないと認めたとき。
- (2) 本契約の締結又は履行について、買受人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に不正の行為があると認めたとき。
- (3) 破産手続開始の決定を受け、又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 買受人（買受人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 買受人が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、売払人が買受人に対して当該契約の解除を求め、買受人がこれに従わなかったとき。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、本契約事項に違反したとき。

(暴力団の排除のための協力)

第21条 買受人は、本契約の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、売払人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

- 2 買受人は、本契約に関する委託契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、買受人を通じて売払人に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

(案)

(契約解除による違約金)

第22条 買受人は、第20条の規定により契約を解除されたときは、基準単価（本契約締結後、基準単価の変更があった場合には、変更後の契約金額）に予定数量を乗じて得た額の100分の10に相当する額の違約金を売払人の定める期日までに納めなければならない。

(契約解除による損害の賠償)

第23条 買受人は、違約金の額が第20条の規定による契約の解除により売払人に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を賠償しなければならない。

(温室効果ガスの削減)

第24条 買受人は、浜松市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減に努めるものとする。

(協議)

第25条 本契約の定める事項について疑義が生じた場合又は本契約に定めのない事項については、売払人と買受人とが協議の上、定めるものとする。

(規則等の遵守)

第26条 本契約書に定めるもののほか契約履行にあたっては、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）を遵守しなければならない。

本契約を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

仕 様 書

- 1 契約名称
令和6年度 浜名土木整備事務所 工事発生物件売買契約
(10・11・12月分)
- 2 契約内容
浜松市土木部浜名土木整備事務所が施工する工事において発生した鋼材等の発生物件の売買契約。
- 3 売買対象
浜松市土木部浜名土木整備事務所が施工する工事において発生した鉄くず、ステンレスくず、アルミくず、混在金属くず（原則として不純物（土塊、石等）を除外したものに限る）
- 4 引渡場所
浜松市内（浜名区、中央区に限る）
※基本的に、買受人が保有する敷地を指す。
- 5 契約期間
令和6年10月1日から令和6年12月27日まで
（ただし土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 6 引渡の内容
 - I 引渡の時間
午前9時00から午後5時00分まで
 - II 引渡作業の区分
 - ① 売買対象の運搬
売買対象の引渡場所への運搬は、売払人の指示により、工事施工業者が請け負うものとする。
 - ② 売買数量
売買対象の引渡場所における受取（荷降ろし）及び計量作業は、買受人が請け負うものとする。

Ⅲ 売買対象の数量

① 予定数量

鉄くず	5, 000 k g
ステンレスくず	250 k g
アルミくず	250 k g
混在金属くず	250 k g

※上記は予定数量であり、最終的な売買数量は実測により変動する可能性がある。

※実際の売買数量の増減に関わらず、買受人は売払物を買受しなければならない。

② 売買数量

ア 売買数量は、計量票の実量とする。

イ 計量票の合計に小数点以下がある場合は小数点第1位(小数点第2位四捨五入)までとする。

ウ 原則として不純物を除外した資材のみを売買の対象とする。
計量時、売買対象に不純物の付着が認められた場合、売払人と買受人が協議の上、不純物の重量に相当する数値を計量票の実量より減した数値を、売買数量とすることが出来る。

Ⅳ 引渡の記録

計量時、売買対象に不純物の付着が認められ、不純物の重量に相当する数値を計量票の実量より減した数値を売買数量とする場合、買受人は不純物の写真を撮影し、記録を行うこと。写真が無い場合、売払人は計量票の実量通りの数値を売買数量とすることが出来る。

7 提出書類

Ⅰ 売払人

① 引渡前

発生物件引渡票(様式1)

② 収受完了報告書(様式2)を買受人より収受した時 該当月の納入通知書(浜松市の様式)

Ⅱ 買受人

① 計量後

計量票(買受人の様式)

② 月末

ア 当月分の収受完了報告書(様式2)

イ (必要に応じて) 当月分の支払金額計算書(様式3)

ウ (必要に応じて) 当月分の引渡時の写真

③ 支払完了時

領収済通知書(浜松市の様式)

浜名土木整備事務所 工事発生物件引渡票

様式 1

引渡日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
工事名	
工事業 者 (引渡担当者)	
車両ナンバー	
材質	鉄くず ・ ステンレスくず ・ アルミくず ・ 混在金属くず (該当するものに○をつける)
工事担当者	浜名土木整備事務所 ○○グループ ○○ T E L : ○○○ - ○○○○

- ※ 発生物件の運搬時、対象の素材ごと（鉄、アルミ、ステンレス、混在金属）に分けて運搬すること。
- ※ この引渡票（様式 1）は1車両ごとに作製すること。
- ※ 引渡時、この引渡票（様式 1）を買受業者（●●●）に提示すること。
- ※ 荷降ろしの前後2回の計量を行うこと（計量自体は買受業者（●●●）が行う）。
- ※ 計量後、計量伝票を受領し、浜名土木整備事務所工事担当者に渡すこと。
- ※ 運搬を行った証明が必要であれば、運搬時の様子を撮影すること。

令和 年 月 日

(あて先) 浜松市長 中野 祐介

住所又は
所在地
受託者 商号又は
名称
代 表 者

収受完了報告書 (月 度)

浜松市契約規則第 3 7 条の規定により、以下のとおり収受しましたので報告します。

記

契 約 の 名 称	(課名) 浜名土木整備事務所 令和 6 年度 浜名土木整備事務所 工事発生物件売買契約 (1 0 ・ 1 1 ・ 1 2 月分)
契 約 の 場 所	浜松市内
契 約 年 月 日	令和 年 月 日
契 約 期 間 (履 行 期 間)	着手 令和 6 年 10 月 1 日 完了 令和 6 年 12 月 27 日
前 回 ま で の 完 了 年 月 日	令和 年 月 日
今 回 の 完 了 年 月 日	令和 年 月 日 (月 分)
収 受 数 量	別紙参照
前 回 ま で の 売 買 金 額	¥ -(税込) [¥ -(税抜)]
今 回 の 売 買 金 額	¥ -(税込) (月 分) [¥ -(税抜)]
備 考	

令和 年 月 日

支払金額計算書 (月 度)

請 求 額 円

契約名称 令和6年度 浜名土木整備事務所 工事発生物件売買契約（10・11・12月分）

契約場所 浜松市内

契約概要 浜松市浜名土木整備事務所が施工する工事において発生した鋼材等の発生物件売買契約

契約期間 令和6年10月1日 ～ 令和6年12月27日

算出期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

支払金額計算内訳

(支払金額) = (数量) × (単価) × 1.10

(単位：円)

番号	名 称	単位	数量	単価	金額	備 考
1	鉄くず	kg				(税抜き)
2	ステンレスくず	kg				(税抜き)
3	アルミくず	kg				(税抜き)
4	混在金属くず	kg				(税抜き)
	合計（消費税抜き）					
	合計（消費税込み）					

(あて先) 浜名土木整備事務所 (契約担当課)

(見積合せ・指名競争・一般競争入札用)

質 疑 応 答 書			
件 名	令和 6 年度 浜名土木整備事務所工事発生物件売買契約業務 (10. 11. 12 月分)		
課 名	浜名土木整備事務所	公告番号	第 1069 号
		契約番号	
業 者 名			
提 出 日	令和 年 月 日	回 答 日	令和 年 月 日
項 目	質 疑 事 項	回 答 事 項	

- ・ 質問提出期限を厳守すること。

入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）

1 入札（見積）時に用意するもの

- ・ 入札（見積）書
- ・ 定型封筒
- ・ 筆記用具
- ・ 契約印（委任状により委任されている場合は不要）
- ・ 委任状（入札及び見積合せに関する権限を委任する場合は必須）
- ・ 代理人の印（委任状により委任されている場合は必須）

契約印または代理人の印を必ず
持参してください

2 入札（見積）書

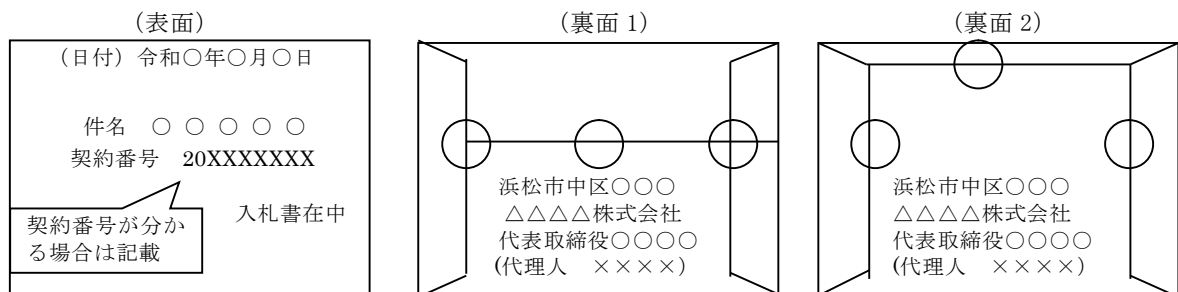
- ・ 入札（見積）書の記載内容は、通知書類の表記に基づき記載してください。
- ・ 入札（見積）書には、社名、代表（契約）者名、契約印（注1）が必要です。
※注1：委任状により委任されている場合は、代理人の印（委任状に押印した代理人の印）
- ・ 入札の場合は入札書2枚及び見積書1枚、見積合せの場合は見積書を3枚用意してください。
1枚は必要事項及び金額（税抜金額）を記載し、定型封筒に入れたものです。
残り2枚は、必要事項が記載してあるものの金額が未記載のものです。（押印必要）
[1回で落札者が決定しない場合に必要になります。]
- ・ 明細書を添付する場合は、一箇所をのり付けし、接合部分へ割印を押印してください。

3 委任状

- ・ 委任状は代表者でなく、代理人が入札（見積合せ）に参加する場合必要です。
- ・ 委任状は、社名、代表者名、契約印、代理人名及び代理人の印が必要です。
- ・ 代理人の印は認印で構いませんが、**シャチハタ（スタンプ）印は不可**です。
- ・ 委任状のある場合の入札（見積）書は、**代理人名の記載と代理人の印（委任状に押印した代理人の印）**が必要です。

4 定型封筒

- ・ A4サイズの紙を三つ折して入る程度の大きさのものがが必要です。
- ・ 封筒表面に日付、入札（見積合せ）の件名、契約番号（分かる場合）を記載してください。
- ・ 封筒裏面のつなぎ目に契約印（代理人の場合は代理人の印（委任状に押印した代理人の印））を押印し、封かんしてください。



5 その他

- ・ 入札（見積合せ）時に入札（見積）書が入った封筒と委任状を提出していただきます。
- ・ 入札関係書類は、**浜松市ホームページ → 産業・ビジネス → 発注情報（入札・契約） → 物品契約情報** に格納してありますので、**必ずご確認ください**。
- ・ 不明な点は、**浜名土木整備事務所浜北総務グループ** **TEL 053-585-1113** までご連絡ください。

入札（見積り）書の作成時にご利用ください。

入札（見積り）書の作成チェックリスト

- ◆ 入札関係書類は、「浜松市ホームページ」→「発注情報」→「物品購入・売り払い」→「入札・契約関係書類ダウンロード」に格納してあります。

その他入札時に用意するもの

書類	本人による入札の場合	代理人による入札の場合
☐ 封筒（表面） （裏面）	☐ 日付（入札日）	☐ 日付（入札日）
	☐ 件名	☐ 件名
	☐ 社名、代表者名	☐ 社名、代表者名
	☐ 割印（契約印）	☐ 代理人の名称
		☐ 割印（代理人の印）
☐ 委任状		☐ 代理人の名称、印
		☐ 日付（入札日）
		☐ 件名
		☐ 社名、代表者名、契約印
☐ 入札（見積）書	☐ 入札書・見積書の区分 ※ 一般競争入札 = 入札書 指名競争入札 = 入札書 随契（見積合せ）= 見積書	☐ 入札書・見積書の区分 ※ 一般競争入札 = 入札書 指名競争入札 = 入札書 随契（見積合せ）= 見積書
	☐ 日付（入札日）	☐ 日付（入札日）
	☐ 社名、代表者名、契約印	☐ 社名、代表者名
	☐ 金額	☐ 代理人の名称、印
	☐ 内訳の内容	☐ 金額
		☐ 内訳の内容

- ☐ 筆記用具
☐ 契約印（委任状により委任されている場合は不要）
☐ 代理人の印（委任状により委任されている場合は必須）
☐ 入札の場合 = ※入札書 1 枚及び見積書 1 枚
☐ 見積合せの場合 = ※見積書 2 枚
 ※必要事項が記載してあるものの金額が未記載のものです。（押印必要）
 [1 回で落札者が決定しない場合に必要になります。]

不明な点は、浜名土木整備事務所浜北総務グループ 電話 053-585-1113 までご連絡ください。